

旭川医科大学点検評価規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学点検評価規程の一部を改正する規程

旭川医科大学点検評価規程（平成16年旭医大達第21号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 委員会の庶務は、総務部<u>総務課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和2年7月31日から施行し、改正後の第12条の規定は、令和2年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和2年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 委員会の庶務は、総務部<u>企画評価課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p>